



みどり認定制度

農林漁業者の皆様へ

**みどりの食料システム法の認定制度が
スタートしました！**

みどりの食料システム法とは

みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「**みどりの食料システム戦略**」の実現に向けた**法制度**で令和4年に制定・施行されました。

みどり認定は、この法律に基づいて、**環境負荷低減**に向けた**生産者や地域の取り組みを支援・促進**するための認定制度です。

認定を受けるメリットは

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和5年8月)

静岡県

エコファーマー認定とみどり認定の違い

区分	エコファーマー認定	みどり認定
	廃止	NEW
根拠法令	持続農業法	みどりの食料システム法
取組内容	・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組	・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬 低減の取組
	<u>(新設)</u>	・温室効果ガス削減の取組
		・土壌を使用しない栽培における化学肥料および化学合成農薬低減の取組
		・畜産由来の窒素、リンその他の環境負荷原因物質の量の減少の取組
		・土壌への炭素貯留の取組
		・生分解性プラスチックの使用またはプラスチックの排出抑制の取組
		・有機農業
優遇措置	・農業改良資金の償還期間延長	・農業改良資金の償還期間の延長
	<u>(新設)</u>	・みどり投資促進税制の優遇措置
認証マーク	・エコファーマーマーク	・エコファーマーマーク継続使用可能 ※認定期間終了後、継続使用を希望する場合は、みどり認定を受ける必要があります。 ただし、継続使用できるのは、「土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組」で認定を受ける方のみとなります。 また、みどりの食料システム法に基づく認定のため、エコファーマーの文字は使用できないため注意！

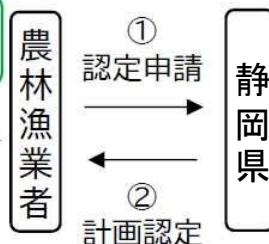
みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、**県知事の認定を受けることができます。**

✓「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

個人申請・グループ申請
どちらも可能です



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



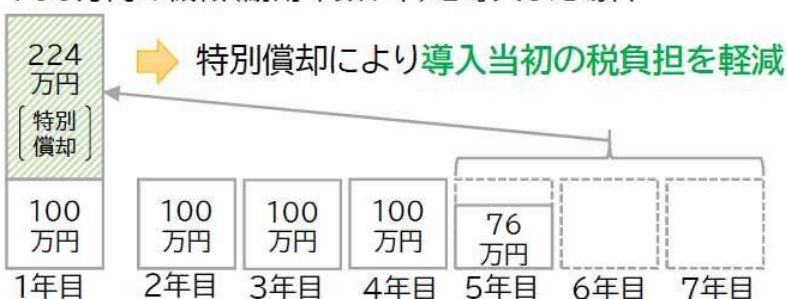
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国や県の補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、各種補助事業で**採択審査のポイントが加算**されるなどのメリットがあります。

対象の国補事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象の国補事業
はこちら

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

○申請を希望される方は、まずは下記の連絡先までご相談ください。

※農林業と漁業では連絡先が異なります。

農林業…最寄りの農林事務所地域振興課まで
(富士農林事務所は生産振興課)

漁業…水産・海洋技術研究所または最寄りの
分場まで

各農林事務所等の連絡先は、**県HP**をご確認ください。



県HPはこちら

申請は、個人でも団体でも可能です！

		個人	団体
申請主体例		個人・法人	農協、生産部会、任意組織等
計画作成方法		—	共通項目は一括で記載 個別項目は一覧表などに記載
留意事項	全般	既に環境負荷低減に取り組んでいる場合、現状維持の目標でも可	
	取組面積	経営面積の概ね1/2以上で取組がなされる計画	
	特例措置を活用する場合	活用する特例ごと別表を作成	活用する特例ごと個人別の別表を作成

申請に必要な書類は次のとおり

別記様式第1号	必須
別記様式第3号	必須
別表1	特例措置を活用する場合
別表2～6	活用する特例措置に応じて提出
その他	活動類型aの場合、土壌診断結果が必須 ○様式自由 ○原則、1ほ場1点(隣接するほ場の場合、代表する1点でも可)